

第3節 3人以上子供が持てる環境の整備

1 多子世帯における様々な面での負担の軽減

多子世帯の経済的負担の軽減

多子世帯の経済的負担を軽減するための措置については、一定の要件の下で児童手当や幼児教育・保育などにおいて行われている。

児童手当では、3歳から小学校修了前の子供について、第1子及び第2子については月1万円を支給しているのに対し、第3子以降の子供については月1.5万円を支給している。(所得制限あり)

幼稚園、保育所等の保育料では、多子世帯の負担軽減策として一定範囲で第2子を半額負担、第3子以降を無償とする支援を行っている。2017(平成29)年度からは、〈1〉市町村民税非課税世帯の第2子の完全無償化に加え、〈2〉世帯収入が一定額以下の場合について、ひとり親世帯等の負担軽減措置の拡充等を行っている。また、2018(平成30)年度からは、年収約360万円未満相当世帯(市町村民税所得割課税額77,100円以下)について保護者負担の軽減の拡充を行っている。さらに、2017年12月に閣議決定した、「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、広く国民が利用している3～5歳の幼稚園・保育所・認定こども園等の費用については全面無償化し、0～2歳についても、待機児童の解消を進めるとともに、市町村民税非課税世帯について無償化することとしている。なお、食料費について、副食費の免除対象を、従来の生活保護世帯やひとり親世帯の子供から、年収360万円未満相当の世帯の子供

全員と全ての所得階層の第3子以降に拡充することとしている。

児童扶養手当の多子加算額については、2016(平成28)年8月から、第2子の加算額を月額5千円から月額最大1万円に、第3子以降の加算額を月額3千円から月額最大6千円に引き上げた。

多子世帯又は第3子以降を対象とする保育所等の優先利用

多子世帯又は第3子以降であることを保育所等の優先利用の事由の一つとして位置付けることについて、地方公共団体に対する配慮の働きかけを行っている。

住宅政策における多子世帯への配慮・優遇措置

公営住宅においては、多子世帯について、入居者選考に際し、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により優先入居の取扱いを行っている。

多子世帯向け子育て支援パスポート事業の充実

2016(平成28)年10月に作成した全国共通展開参加都道府県のパスポートを紹介するリーフレットの中で、多子世帯向けのパスポート事業を実施している地方公共団体について紹介した。(第2-1-13図)

第2-1-13図 多子世帯向け子育て支援パスポート



「多子世帯向けのパスポート」を推進している自治体も！

多子世帯向けにお得なサービスを提供する「多子世帯向けのパスポート」の取組を推進する自治体が12県となり、協賛する企業も増えてきています。



※ 多子世帯向けのサービスは、全国共通展開は行っていません。

都道府県	対象・利用条件			備考
栃木県	18歳未満	妊婦も対象	大人だけでも利用可	3人以上の子がいる世帯
埼玉県	18歳未満	妊婦も対象	大人だけでも利用可	3人以上の子がいる世帯
石川県	18歳未満	妊婦も対象	大人だけでも利用可	妊娠中の子を含む18歳未満の子が2人以上いる世帯
福井県			(一部は)大人だけでも利用可	子が3人以上おり、一番下の子が15歳未満の世帯
長野県	18歳未満	妊婦も対象		年度末年齢18歳以下の子が3人以上いる世帯
岐阜県	18歳未満	妊婦も対象	大人だけでも利用可	妊娠中の子を含む18歳未満の子が3人以上いる世帯
岡山県	小学生以下	妊婦も対象	大人だけでも利用可	妊娠中の子を含む3人以上の子がいる世帯で、かつ、その末子が小学生以下である世帯
山口県	18歳未満	妊婦も対象	大人だけでも利用可	妊娠中の子を含む18歳未満の子が3人以上いる世帯
香川県	18歳未満			18歳未満の子が3人以上いる世帯
大分県	18歳未満	妊婦も対象	大人だけでも利用可	妊娠中の子を含む18歳未満の子が3人以上いる世帯
宮崎県	小学生以下	妊婦も対象	大人だけでも利用可	子が3人以上いる世帯で、かつ、その末子が小学生以下である世帯
沖縄県	18歳未満	妊婦も対象	(一部は)大人だけでも利用可	18歳未満の子が3人以上いる世帯

※利用条件は各店舗によって異なる場合があります。

※多子世帯向けサービスは都道府県独自の事業であり、全国展開とはなっていません。

資料：内閣府資料